

臨床研究開発推進事業（医療技術実用化総合促進事業）国際共同臨床研究実施推進プログラム（海外派遣）
令和6年度公募 Q&A

#	分類	質問	回答
1	派遣計画	応募時点で、派遣国・機関が全て決定していなければいけないのでしょうか。	必ずしも全ての派遣国・機関が決定している必要はありませんが、公募要領にもあるとおり、選定した派遣国・機関が適切かどうかは評価の対象項目となりますので、選定理由を明らかにして選定・決定していることが望ましいです。
2	派遣計画	「欧米で臨床試験・治験を実施している医療機関、大学、研究所」について、欧米の医療機関が所管するアジア・アフリカ等欧米外の医療機関や研究センターへの派遣は可能でしょうか。	派遣者が派遣される場所は必ず欧米を所在地とする機関となりますが、派遣期間中に派遣先機関での業務に必要な場合には、臨床試験を実施するアジア・アフリカ等の医療機関や研究センターへ一時渡航することは差し支えありません。
3	派遣計画	「派遣先機関との交渉状況がわかるもの」とはどのような書類でしょうか。	（様式1）事業提案書の説明文にも記載があるとおり、書式は不問ですが、①応募する事業が採択された場合に、派遣者を受け入れる意思の表明②派遣先機関等名、派遣先研究者等名③受入予定期間、が明記されているものをPDF化し、提案書の最終ページに別添資料として添付してください。
4	派遣人材	派遣人材の選考について「中核病院を中心に中核病院内外から広く募集」とありますが、本事業は中核病院のみが対象ではないのでしょうか。	AMEDが公募する本事業の応募対象者は臨床研究中核病院ですが、採択された中核病院が選考・決定する派遣人材は、中核病院に限らず中核病院のネットワークを活用し広く中核病院以外の機関からも募集してください。
5	派遣人材	本公募に応募し不採択となった機関からも、採択された中核病院が実施する派遣人材の募集には応募可能でしょうか。	可能です。
6	派遣人材	派遣はいつまでに開始すればよいのでしょうか。令和6年度中に開始できなかった場合にはどうなりますか。	派遣期間である「1年半～2年」を確保できるよう、早めの渡航・派遣開始が望ましいですが、令和6年度中（令和7年3月31日まで）に渡航・派遣を開始できるよう計画・準備してください。令和6年度中に派遣を開始できなかった場合には、原則、その人数×1名当たりの派遣費用上限額8,000千円を渡航費用以外の事業費として使用することは認めず返還いただきます。

7	派遣人材	「1年半～2年」の派遣が求められていますが、連続して派遣される期間という意味でしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、渡航費用上限額以内であり、派遣先での業務や活動に支障を及ぼさない限りで、本事業を遂行するために必要な用務により一時帰国する期間は派遣期間の一部として認めます。本事業に関係のない用務や自己都合による一時帰国に要する往復の渡航費等は計上できません。また、これらの事由による一時帰国が連続して2週間を超える場合には、事前にAMEDにご相談ください。
8	派遣人材	「1年半～2年」の派遣が求められていますが、派遣開始後、何らかの理由により派遣期間を短縮せざるを得なくなった場合にはどうなりますか。また、派遣者が帰国後退職してしまった場合にはどうなりますか。	個別案件対応となりますので、現時点ではルールを明示できませんが、代わりの派遣者を選考し追加派遣する、派遣費用残額または全額を返還する等の可能性があります。また、AMEDの求めに応じ、毎年度進捗状況を報告する義務を負うとともに、事後評価が義務づけられており、評価結果は広く一般に公表されません。
9	派遣人材	派遣する職種の指定はありますが、職位の指定はありますか。学生の応募は可能でしょうか。	職位の指定はありません。ただし、各職種において実務経験がある者を対象としており、帰国後も継続して一定期間の雇用確保により中核病院内外への成果の還元を求めていますので、学業が本分の学生は対象にしています。
10	派遣人材	医師の派遣については「派遣期間中、現地製薬企業での短期間研修の参加を認める」とされていますが、この研修期間は派遣期間の1年半～2年の中を含むことができる、ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	派遣人材	派遣対象者の年齢要件は、女性についても同様でしょうか。	ご理解のとおりです。「概ね50歳未満の者」としておりますが、本事業の目的・趣旨に沿って適格な人材であれば、厳密に50歳未満に限るものではありません。
12	派遣人材	「すでに海外に派遣・滞在中の者を派遣者とすることも可能」とありますが、その場合、交付決定日に遡って滞在費を計上することは可能でしょうか。	できません。採択された中核病院が定める選考方針・決定体制の元で適切に評価され、選考・決定した日以降に計上が可能です。

13	派遣人材	渡航中の事故など様々なケースが想定されますが、どのように対応するべきでしょうか。	AMEDは、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故については、一切の責任を負いません。本事業の実施にあたっては、派遣元機関ならびに採択された中核病院の責任において、派遣者の安全確保等危機管理体制を整備して適切に対応していただくこととなります。
14	派遣人材	派遣人材の目安人数は計8名程度ですが、下回る人数での派遣計画で応募してもよいのでしょうか。	可能ですが、その場合には、派遣人数を減らしても本事業の目的を果たすことができると考える理由やその方策、適切な経費計画等を示すようにしてください。
15	派遣人材	派遣者の派遣元機関とは委託契約を締結する（分担研究機関）必要があるのでしょうか。	ありません。原則として、派遣者の派遣費用は、採択された中核病院における依頼出張に係る旅費支払い手続きを経て直接本人に支払っていただきます。
16	派遣人材	派遣者は、休職して渡航する必要がありますか。	応募時の所属機関等に在籍しているのであれば、休職するかどうかは問いませんが、派遣者の不利益とならないよう派遣元機関内にて十分配慮いただくようお願いします。
17	派遣人材	派遣者が、派遣元機関だけではなく派遣先機関からも給与を受け取ることは可能でしょうか。	可能です。
18	補助対象となる経費	「派遣費用」とは具体的にどのような費用が含まれるのでしょうか。人件費（給与）は含まれますか。	海外派遣に必要な渡航費（往復の航空券、国内移動費等含む）、滞在費、旅行雑費等採択された中核病院における旅費規程等において海外（長期）出張の際に認められている範囲内での費用となります。AMEDが認める渡航雑費は、傷害保険料、パスポート交付手数料（費用負担は、5年用を上限とします。）、査証手数料、発券手数料、予防注射料、国内外の空港使用料、ESTA（電子渡航認証システム）申請費等です。本事業での帯同家族に係る費用や人件費（派遣者の給与）の支払いは認められません。
19	補助対象となる経費	派遣者が派遣元機関で行っていた講義等の大学等機関の用務を代行する者の人件費（バイアウト経費）を支出できますか。	認められません。

20	補助対象となる経費	海外派遣することで空いたポストに海外派遣をサポートするための人員を雇用し、雇用した人員に、本事業の交付金から人件費を支出することは可能か。	本事業における海外派遣に関する業務に従事するのであれば、本事業の補助金から支出いただくことは可能です。
21	補助対象となる経費	派遣先機関での在籍料、施設利用料等、派遣先機関に一時的に在籍するために請求される費用は支払えますか。	派遣先機関からの請求書及びその根拠資料等に基づき、本事業の遂行に直接必要な費用であれば、派遣費用の上限額以内で計上可能です。
22	補助対象となる経費	本事業の実施に当たって派遣者が渡航先で使用する物品の購入等は可能でしょうか。	採択された中核病院が国内で購入したものを派遣者が借り受けて使用することは可能です。また、採択された中核病院において海外で購入した物品を検収する体制が整っている場合には、派遣者が、本業務の遂行に必要な範囲の物品を現地で購入することも可能ですが、会計規程等に沿って適切に対応してください。